

和ト協発第47号  
令和6年5月24日

会 員 殿

公益社団法人和歌山県トラック協会  
会長阪本享三

### 令和6年度「道路情報の電子化」に関する要望の受付について

謹啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、特殊車両通行許可制度における審査の迅速化、また、特殊車両通行確認制度の利用向上に向け、毎年度国土交通省に対して優先的に「道路情報の電子化」（道路情報便覧への収録）を図る区間について関係行政に対して要望を行っております。

今年度も「道路情報の電子化」に関する要望について昨年度と同様に全日本トラック協会では、優先的に道路情報を電子化してもらいたい道路区間について事業者の声を集め、国土交通省へ要望することとしております。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、電子化を希望される区間がございましたら下記記載のホームページより提出票等をダウンロードし、記載例を参考に作成頂き、6月14日までに和歌山県トラック協会宛メールにてご提出いただきますようお願い致します。

尚、詳細につきましては、下記和歌山県トラック協会ホームページをご覧ください。

※ 本要望は、道路法車両制限令に基づく特殊車両の通行制度に係る道路が対象となり、道路法の適用外となる道路は本要望の対象となりませんのでご注意下さい。

・適用外となる道路の例 臨港道路（港湾道路）、農道、林道、私道等

#### 記

ホームページ>お知らせ>トピックス>令和6年度「道路情報の電子化」に関する要望の受付について

HPアドレス：<https://www.watokyo.org/oshirase.php?OSSEQ=54>

前年度まで「道路関係情報のデジタル化」の名称で要望をとりまとめしておりましたが、国土交通省が使用する表現に合わせて「道路情報の電子化」に変更されました。